
プロジェクト ASAF 対応

項目 EFRAG による「信頼性(Reliability)」の Bulletin

本資料の目的

1. IASB は、2010 年に「財務報告に関する概念フレームワーク」第 1 章（一般目的財務報告の目的）及び第 3 章（有用な財務情報の質的特性）を公表している。IASB は、今般の概念フレームワークの見直しに当たって、第 1 章及び第 3 章について大幅な見直しを行うことを予定していないが、2013 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー（DP）の第 9 章（その他の論点）において信頼性に関する議論が記載されている（DP の概要については、別紙 1 参照）。
2. また、2013 年 4 月に EFRAG から Bulletin「より良いフレームワークを目指して－財務情報の信頼性(Reliability of financial information)」(コメント期限：7 月 5 日) が公表されており¹、ASAF 会議（2013 年 12 月開催）において、本件について議論することが予定されている。
3. IASB が 2010 年以前に概念フレームワークの見直しを行った際、ASBJ からは信頼性の概念を維持することが必要とのコメントレターを提出している(別紙 2 参照)。
4. 本資料は、ASAF 会議における意見発信のあり方について検討を行うため、概要及びコメント案について記載している。

EFRAG による「財務情報の信頼性」の Bulletin

背景（第 1 項～8 項）

5. IASB 及び FASB が 2010 年に概念フレームワークを改訂した際、「信頼性」の概念は「忠実な表現」によって置き換えられており、両者の間にある潜在的なトレード・オフ関係についての明示的な言及は削除されている。また、2010 年改訂後の概念フレームワークでは、目的適合性と忠実な表現を区分して評価する趣旨の記載がされている。

（参考）2010 年改訂前 概念フレームワーク（関連部分を抜粋）

財務諸表の質的特性

24 質的特性とは、財務諸表が提供する情報を利用者にとって有用なものとする属性をいう。4 つの主要な質的特性とは、理解可能性、目的適合性、信頼性及び比較可能性

¹ EFRAG の Bulletin の仮訳については参考資料を参照いただきたい。なお、2013 年 11 月 2 日時点で、EFRAG には、9 通のコメントレターが提出されている。

である。

信頼性

31 情報はまた、それが有用であるためには、信頼しうるものでなければならない。情報は、重大な誤謬や偏向がなく、またそれが表示しようとするか、あるいは表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する場合に、信頼性の特性を有する。

32. 目的適合性を有しているが、性質又は表現において信頼性を有しない情報を認識することは、判断を誤らせる可能性がある。例えば、損害請求の妥当性とその金額が訴訟で争われる場合には、企業がその損害請求の金額と状況を開示することは適切であっても、貸借対照表に当該請求額のすべてを認識することは適切ではない可能性がある。

質的特性の間の均衡

45 実務上、質的特性の間の均衡又はトレード・オフを衡量することがしばしば必要となる。その目的は、通常、財務諸表の目的を満たすために、質的特性間に適切な均衡を図ることにある。様々な状況における質的特性の相対的重要性は、職業専門家の判断事項である。

(参考) 現行の概念フレームワーク (関連部分を抜粋)

基本的な質的特性の適用

QC17 情報は、有用であるためには、目的適合性があり、かつ、忠実に表現されていなければならない。目的適合性のない現象の忠実な表現も、目的適合性のある現象の忠実でない表現も、利用者が適切な意思決定を行うことに役立たない。

QC18 基本的な質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスは、通常は次のようなものとなる (補強的な質的特性とコストの制約の影響も受けるが、この例では考慮していない)。

最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別する。

第2に、その現象に関する情報のうち、利用可能で忠実に表現できるとした場合に最も目的適合性の高い種類の情報を識別する。

第3に、その情報が利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断する。もしそうであれば、基本的な質的特性を充足するプロセスはそこで終了するが、そうでない場合には、その次に目的適合性の高い情報でそのプロセスを繰り返す。

6. 当 Bulletin では、「信頼性」を「忠実な表現(faithful representation)」に置き換えることが適当であったか、及び、「目的適合性(relevance)」と「信頼性」の間のトレード・オフ関係が実質的に失われたか否かについて議論された上で、「信頼性」の考え方を概念フレームワークに復活させるべきかについて EFRAG の暫定的な見解が示されている。

議論（第 9 項～19 項）

7. 当 Bulletin では、次の 2 つの見解が示されている。
- (1) 見解 1：何も失われていないという見解
- 概念フレームワークでは、「目的適合性がはじめに考慮されるべきだが、忠実な表現も考慮される必要がある」とされている。
 - 公正価値会計が財務報告の信頼性を失わせているという見解もあるが、公正価値が目的適合的であり、かつ、忠実な表現を可能にするための十分な開示が測定方法についてなされる限り、有用な情報である。
- (2) 見解 2：重要なステップが失われたという見解
- 概念フレームワークでは、測定の不確実性への対応に関する記述が改訂されている。
 - 検証可能性が、基本的な質的特性でなく、補強的な質的特性とされている。また、検証可能性は、(測定について合理的なレベルの確からしさを要求することなく)「知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致はないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達し得ることを意味する。」と説明されている。この点に関して、財務諸表の情報は一定の検証可能性を満たす必要があるという見解がある。

暫定的な見解（第 20 項～22 項）

8. 2010 年における改訂は、単に用語を変更しただけでなく、次の考え方を反映したものとなっている。
- (1) 目的適合性の方が信頼性よりも重要である
- (2) どの測定基礎も、ある構成要素を基本財務諸表に認識することを正当化するのに十分な信頼性がある。
- (3) 信頼性は基本的には開示に関する問題である（すなわち、忠実な表現の問題である）。
9. また、学術研究からは、信頼性は最低限目的適合性と等しく重要であり、見積りに関するプロセスやインプットの開示は測定の不確実性を必ず補うものでないという見解が示されている。

10. このため、「信頼性」の考え方（検証可能性を含む）を財務諸表の情報の基本的な質的特性として改めて記述すべきと考える。この場合、信頼性が認識規準の一部として利用できることにつながるほか、信頼性をどのように評価すべきか、情報を有用とするためにどの程度の信頼性が必要か（必要と考えられる検証可能性の程度を含む）について、更なる議論が必要である。

質問事項

11. Bulletin では、次の項目が質問事項として挙げられている。
- (1) 本報告書に示した見解のいずれかについて、我々が論じていない賛成論があるか。
 - (2) どちらの見解を支持するか。その理由は何か。

ASAF 会議における意見発信

12. ASAF 会議（2013 年 12 月）において、主に以下について発言することを予定している。
- (1) 我々は、財務情報が有用 (useful) であるためには、財務情報が目的適合的 (relevant) であるとともに、目的適合性のある情報が忠実に表現されることが必要と考えている。
 - (2) こうした関係において、目的適合性 (relevance) と忠実な表現 (faithful representation) は全体として評価され、費用対効果を勘案した上で、両者の均衡点を検討していくことが一般的と考えられる。また、当該検討過程において、目的適合性と忠実な表現の関係がトレード・オフの関係になる場合もあると考えられる。
 - (3) しかし、現行の概念フレームワークにおいては、こうした関係が必ずしも十分に理解されていないという指摘もある。このため、現行の概念フレームワークの QC18 項の記述について、上記の趣旨を明確にすることが考えられる。また、明確化にあたっては、結論の背景の改訂又は教育文書の公表という方法も考えられる。

ディスカッション・ポイント

- ・上記の ASAF におけるコメント案について、ご意見を頂きたい。

以 上

(別紙 1) IASB の概念フレームワーク DP における「信頼性」に関する記載

信頼性

- 9.10 2010 年に第 3 章が公表される前は、「概念フレームワーク」は、有用な財務情報の質的特性の 1 つは信頼性であると述べていた。2010 年に、第 3 章は、信頼性を忠実な表現（情報が有用となるのは、表現しようとしているものを忠実に表現している場合である）という質的特性で置き換えた²。
- 9.11 第 3 章の BC3.20 項から BC3.25 項では、IASB が「信頼性」という用語を「忠実な表現」という用語で置き換えた理由を説明している。変更の主要な理由は、信頼性という用語について共通の理解が欠けていることであった。特に、多くの人々は、信頼性という用語を、情報が検証可能であること又は重大な誤謬がないことと同一視しているように見えた³。
- 9.12 一部の人々は、「信頼性」という用語を「忠実な表現」という用語で置き換えることに反対しており、次のように述べている。
- (a) 利用者が財務諸表を信頼できるという考え方は主要な概念である。
- (b) 信頼性という概念の方が、忠実な表現という概念よりもよく理解され、説明が容易である。
- (c) 信頼性という概念の方が、検証可能性の高い測定の使用につながり、誤謬がなくなる可能性が高い。
- 9.13 「信頼性」という用語が実際に意図したのは、単に検証可能であることや誤謬がないことだけではなくそれ以上のものを記述することであった。表 9.1 は、2010 年以前の「概念フレームワーク」における信頼性の記述と第 3 章における忠実な表現の記述を比較している。

表 9.1 : 2010 年以前の「概念フレームワーク」における信頼性の記述と第 3 章における忠実な表現の記述

2010 年以前の「概念フレームワーク」	第 3 章
<p>有用であるためには、情報は信頼性のあるものでなければならない。</p> <p>情報に信頼性があるのは、次の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重大な誤謬や偏りが無い ● 情報が表現しようとしているも 	<p>有用であるためには、表現しようとしているものを忠実に表現しなければならない。</p> <p>完璧に忠実な表現であるには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 完全で

² 現行の「概念フレームワーク」の OB12 項参照

³ 検証可能性は、有用な財務情報の補強的な質的特性として第 3 章に記述されている。

<p>のを忠実に表現すると財務諸表 利用者が信頼することができる</p> <p>信頼性の他の側面は次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実質優先 ● 中立性 ● 慎重性 ● 完全性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中立的で ● 誤謬がない。
---	--

- 9.14 表 9.1 から見るように、信頼性と忠実な表現の概念には多くの共通点がある。両方の概念とも中立性、完全性、及び誤謬がないことが必要である。忠実な表現を 2010 年以前の「概念フレームワーク」では、信頼性の 1 つの側面（すなわち、情報は、表現しようとしているものを忠実に表現するものとして依拠できる場合には、信頼性がある）として記述している。2 つの概念の間の主要な相違は、第 3 章では慎重性と実質優先に言及していないということである。慎重性の概念については 9.17 項から 9.24 項で論じる。第 3 章の BC3.26 項では、実質優先は、重複したものであるため、忠実な表現の別個の構成部分とは考えられていないと説明している。経済的実質ではなく法的形式に従って何かを会計処理することは、忠実な表現とはなり得ない。

質問 22

現行の「概念フレームワーク」の第 1 章及び第 3 章

9.2 項から 9.22 項では、2010 年に公表した現行の「概念フレームワーク」の各章を扱っており、これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性の概念をどのように扱っているのかを論じている。IASB は、「概念フレームワーク」の残りの部分に関する作業で明確化又は修正の必要性が明らかになった場合には、これらの章の変更を行うであろう。しかし、IASB は、これらの章の内容を根本的に再検討するつもりはない。

このアプローチに同意するか。理由を説明されたい。

IASB がこれらの章の変更（これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性を扱っている方法を含む）を検討すべきだと考える場合には、それらの変更点及びその理由を説明のこと。また、それらが「概念フレームワーク」の残りの部分にどのように影響を与えることになるのかをできる限り正確に説明のこと。

(別紙2) 2008年に公表された公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメントレター⁴ (抜粋)

Ⅲ 「財務報告情報の質的特性」に関して

(1) 信頼性を表現の忠実性に置き換えることには反対であり、また検証可能性を基本的特質に残すべきである

13. 下位概念が変更されているにも拘らず、提案されているフレームワークにおける「表現の忠実性」が、現行フレームワークの「信頼性」の内容の変更を意味するものではないというのは論理的に無理がある。

EDでは信頼性を表現の忠実性に置き換えることが提案されている。その理由は、現行のフレームワークで用いられている信頼性という用語は、種々の異なる意味で受け取られており、むしろ誤解を生じさせる原因になっていることである(BC. 211-216)。したがって、信頼性という用語を表現の忠実性に置き換えることは、具体的な内容の変更を意味するものではなく、むしろ信頼性の本来の意味を伝えるものであるとされている。

しかし、この説明には論理的な無理があると考えられる。その理由は、信頼性を支えている下位概念が、現行のフレームワークとED(表現の忠実性の下位概念)とでは異なっていることである。すなわち、FASBの信頼性の下位概念は表現の忠実性、検証可能性、中立性からなる(SFAC 2, par. 62)。また、IASB FWの信頼性の下位概念は表現の忠実性、実質優先主義、中立性からなるが(SFAC 2, pars. 33-36)、明示的ではないけれども検証可能性も含意されている(BC. 2. 27)。これにたいして、EDでは表現の忠実性の下位概念として完全性、中立性、重大な誤謬がないことが挙げられている(QC7)。

信頼性の下位概念に明示的あるいは暗示的に含まれていた検証可能性が外され、新たに完全性が追加された。それにも拘わらず、単に用語の置き換えという説明には論理的に無理がある。我々は信頼性を表現の忠実性に置き換えるべきではなく、また、検証可能性を信頼性の下位概念に残すべきであると考えられる。その理由は、つぎの通りである。

14. 検証可能性を基本的特性としておくことの必要性和、基本的特性から外すことの弊害

これまで検証可能性は、信頼性を支える下位概念として、測定値である会計数値の

⁴ 本コメントレターは、基本概念ワーキング・グループによって検討されたものである。

バラツキ（ノイズ）や偏り（バイアス）をできる限り小さくする機能を果たしてきた。これは投資家の会計数値に対する信頼を確保することに役立ってきた。仮に、検証可能性を基本的特質からはずし、補強的特質に格下げすることになれば、現行と比べて会計数値のバラツキや偏りは拡大することになる。これは投資家の会計数値に対する信頼を低下させることになり、会計情報の意思決定有用性を減少させることになる。また、表現の忠実性の下位概念には中立性、重大な誤謬がないことが挙げられているが、中立であること、重大な誤謬がないことを確認するためには、それらの判定基準となる検証可能性が必要である。

以下、本コメントのⅢ.(2)「レリバンスと信頼性／表現の忠実性の関係について」でも指摘しているが、何がレリバントな情報であるかを先験的に決めることはできないし、レリバントとされた情報の測定値を表現の忠実性の観点から一義的に決めることも難しい。このような状況にある限り、検証可能性を基本的特質に残しておくことが、投資家の会計情報に対する信頼を確保することになる。

(2) レリバンスと信頼性／表現の忠実性の関係について

15. レリバンスと表現の忠実性を分離しそれらを順次別々に適用するというED記載の適用方法は不可能である。

ED（QC12、QC13及び、BC2.56）は、ある情報が意思決定に有用であるかをテストするために、当該情報がレリバンスを有するかをテスト（レリバンス・テスト）し、レリバンス・テストをパスした場合に、経済現象の忠実な表現であるかどうかのテスト（表現の忠実性テスト）を行うことを明記している。

しかし、上記の2つのテストを順番に実施するというアイデアには問題がある。学界の研究では、レリバンスと信頼性を個々にテストすることが不可能であるという点は、ほとんど異議のないところである。例えば、Barth et al.（2001, p. 80）には、次のような記述がある。

学界の文献に定義されているValue relevanceは、FASBの判断基準を示していない。むしろ、Value relevanceテストが、FASBの示しているレリバンスと信頼性の判断基準を実施するアプローチの1つである。Value relevanceは、これらの判断基準の実証的な利用可能な方法である。なぜなら、金額が投資家の企業の評価に関係する情報に反映され、株価に反映されるほどの信頼性をもって測定されている場合にのみ、会計上の金額はValue relevantである、言い換えれば、株価と重要な関係を持つと考えられるのである。

この考え方については、Schipper and Vincent (2003, p. 103)の次のような指摘がある。

レリバンス、信頼性及び比較可能性という用語で定義されている財務報告の性質は、これらの3つの要素を個別に検証しようとする場合、実証的な問題がある。これらの構成概念は、互いに排他的なものでも、必然的に両立できるものでもなく、そして、一般的に個別に測定できないものである。

EDは、この問題について、「表現の忠実性は経験的に測定が可能か？」のセクション(BC2. 22-BC2. 24)の中で不十分な認識をしている。BC2. 23では次のように結論付けられている。

しかし、こうした研究は一般的に、忠実な表現についてレリバンスから切り離して実証的に測定する有用な方法を提示していない。

EDは、全く同様のことが、信頼性から切り離してレリバンスを実証的に測定しようとする場合にも当てはまることを見落としている。

上記の見方により、我々は両ボードに対し、最終的な公表にあたって次の事項を明記することを求める。

- 1) 両ボードが、レリバンス・テストと表現の忠実性テストが順番に実施できると考えている理由
- 2) EDに記述されている提案された形で実証的な測定方法を利用することができない以上、この測定方法に代わって、会計基準の設定に際し、今後、どのようなテストが利用されるのか。

16. レリバンスと信頼性／表現の忠実性の関係については、従来どおりトレード・オフを認める相互依存関係を維持することで、より多くの有用な会計情報を提供することができ、また検証可能性を基本的特性として維持することが可能となる。

EDではまずレリバンスにより財務報告で描写すべき経済現象を識別し、つぎにそれを忠実に表現することが意思決定に有用な情報を提供することになるとされている(QC12, 13)。したがって、レリバンスと表現の忠実性の両特質を同時に満たした情報のみが提供されることになる。しかし、現実には常に両方の特性をともに十全に満たす情報が必ず存在するとは限らず、提案されている枠組みでは、そのような場合に、情報提供そのものが妨げられる可能性がある。

現行のフレームワークの下では、レリバンスと信頼性との間には、トレード・オフの関係が認められ、両特性は相互補完的な関係でとらえられてきた。すなわち、両方

の特性をともに十全に満たすことができるような情報が存在せず、例えば、レリバンスの面では劣っていても、それを補うに足る十分な信頼性があり、総合的にみて会計情報の有用性を確保できる場合や、逆に、信頼性の面では劣っていても、レリバンスが高いために、総合的にみて会計情報の有用性が十分確保できる場合には、会計情報の提供が行われ得る仕組みとなっていた。

このような仕組みの下では、たとえ両方の特性をともに十全に満たす情報が存在しない場合においても、なお、両特性の組み合わせで有用な会計情報を提供し得るような会計基準の設定が可能になり、今回の提案の枠組みの下で提供されるよりも、より多くの有用な会計情報の提供が可能になるものとする。

レリバンスと表現の忠実性とを常に、ともに満たすことを求める今回の改訂案の仕組みに変更した結果、現状報告されている、必ずしも検証可能性を十全に満たすとは言い難い経営者の裁量（意見や意図）を反映した会計情報が提供できなくなるという問題が、表現の忠実性の下位概念から検証可能性を除外せざるを得なかった理由であると推察する。しかし、両特性の関係について、現行フレームワークにおける相互補完的な関係を維持すれば、レリバントな情報である限り、必ずしも検証可能性を十全に満たさなくても提供できることになる(SFAC 2, par. 42, IASB, par. 45)。

以 上